

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 有価証券取引税が引き下げに

Q：有価証券取引税の税率が引き下げになったそうですが、内容を教えてください。

A：有価証券取引税の税率は、改正によりほぼ半分になりました。

### 【解説】

有価証券取引税は、債権、株式等の有価証券を贈与以外の方法により譲渡した場合に、有価証券を譲渡した者に課税されるもので、昭和28年に創設されました。

現在、日本版ビッグバンが進められており、さまざまな改革が実施に移されていますが、その改革に迅速かつ適切に対応し、低迷する市場の活性化に資するため、金融・証券税制について、税率を従来の半分にする措置を講じました。

平成10年4月1日以後に行われる有価証券の譲渡から、次のように税率が引き下げられます。

### (1) 第一種・証券会社等の譲渡

	改正前	改正後
株券等	1万分の12	1万分の6
転換社債等	1万分の6	1万分の3
国債証券等	1万分の1	1万分の0.5

### (2) 第二種・投資家の譲渡

	改正前	改正後
株券等	1万分の21	1万分の10
転換社債等	1万分の16	1万分の8
国債証券等	1万分の3	1万分の1.5

今後平成11年末までに、金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して、有価証券取引税等は廃止していく方向です。

